

白子町空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白子町空家等の適正管理に関する条例(令和5年白子町条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第6条の規定による情報提供については、空家等に関する情報提供書(別記様式第1号)を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査等)

第3条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する証明書は、立入調査員証(別記様式第3号)とする。

(協議会)

第4条 条例第5条に規定する協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(助言又は指導)

第5条 法第14条第1項の規定による助言又は指導については、空家等の適正管理について(助言・指導)(別記様式第4号)により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告については、空家等の適正管理について(勧告)(別記様式第5号)により行うものとする。

(命令等)

第7条 法第14条第3項の規定による命令については、空家等の適正管理について(命令)(別記様式第6号)により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による通知については、命令に係る事前の通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

3 法第14条第11項に規定する標識は、標識(別記様式第8号)とする。

4 法第14条第11項の規定による公示については、白子町公告式条例(昭和30年白子町条例第1号。以下「公告式条例」という。)第2条第2項の規定による掲示場への掲示により行うものとする。

(代執行)

第8条 法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(別記様式第9号)によるものとする。

2 法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書の通知は、代執行令書(別記様式第10号)によるものとする。

3 法第14条第9項の規定に基づき代執行を行う場合において、執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証(別記様式第11号)を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

4 法第14条第10項の規定による公告については、公告式条例第2条第2項の掲示場への掲示により行うものとする。

(緊急安全措置)

第9条 条例第7条第2項の規定による通知については、空家等に対する緊急安全措置実施通知書(別記様式第12号)により行うものとする。

(白子町空家等対策協議会への諮問)

第10条 町長は、法第14条第1項から同条第11項までの措置を講じようとするときは、あらかじめ協議会に意見を求めることができる。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。